

一般社団法人官能評価学会 資格認定委員会細則

(名称)

第1条 この委員会は、一般社団法人日本官能評価学会資格認定委員会と称する。

(目的)

第2条 この委員会は、〈JSSE 官能評価士 (旧初級官能評価士)〉、〈JSSE 上級官能評価士 (旧中級官能評価士)〉、及び〈JSSE 専門官能評価士 (旧専門官能評価士)〉の資格を認定するために一般社団法人日本官能評価学会 (Japanese Society for Sensory Evaluation: JSSE と略す) に附置する機関である。

(業務)

第3条 この委員会は下記の業務を行う。その審査結果に基づき、一般社団法人日本官能評価学会が、〈JSSE 官能評価士〉、〈JSSE 上級官能評価士〉及び〈JSSE 専門官能評価士〉の資格を発行する。

2. 資格の発行に際しては、一般社団法人日本官能評価学会の理事会の決議を経るものとする。
3. 〈JSSE 官能評価士〉、〈JSSE 上級官能評価士〉及び〈JSSE 専門官能評価士〉の認定試験を実施し、合否の判定を行う。
4. 認定試験の実施方法、合否の判定方法については、別に定める。

(役員)

第4条 この委員会には、次の役員を置く。

委員長 1名。

副委員長 2名。

委員 20名以内。

2. 委員長及び委員は、専門官能評価士の資格を有するものあるいはそれと同等の能力を有するものでなくてはならない。

(役員を選任)

第5条 委員長及び副委員長は、会長が会員の中から推薦し、総会で選任する。

2. 委員は、委員長が会員の中から推薦し、理事会で選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

(事務局)

第7条 この委員会の事務局は、当分の間、東京都新宿区に置く。

(規程の変更)

第8条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

この細則は、2011年4月1日より施行する。

2016年9月1日一部改定

2017年11月26日一部改定

2020年2月8日一部改定

2022年1月22日一部改定

2023年1月28日一部改定